

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について（国内希少野生動植物種の追加等）

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

平成 28 年 2 月 9 日（火）～ 2 月 15 日（月） 7 日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	6 通
郵送	2 通
電子メール	71 通
計	79 通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 71 件
- ・その他の意見 3 件

3 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要 (※)	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【全体に対する意見】			
1 捕獲圧を抑えるのみでなく、開発の規制、シカ等の鳥獣対策や外来種対策、保護活動の強化等も進めるべき。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・減少原因として生息地の環境悪化、シカ等の鳥獣による捕食等や外来種による影響があるため。 ・捕獲規制のみではなく積極的な保全施策を実施する必要があるため。 	指定する個々の種の状況に応じ、種の絶滅を回避するため、様々な減少要因への対応策や、生息地の保全を含めた当該種の保全施策を検討して参ります。
2 国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等に対する規制について見直し、緩和すべき。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生息調査の妨げになるため。 ・飼育下繁殖個体を保持するため。 	学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の捕獲や譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切かつ円滑な許可等申請処理に努めて参ります。
3 指定候補種の概要において、「インターネットオークションにて取引が確認されている」との内容を削除すべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットオークションでの取引が種の減少に必ず影響を与えるわけではないため。 ・過去に採集された標本が多いと思われるため。 	<p>対価を得て行われる譲渡しや規制前に捕獲したと判別できない個体等の譲渡し等は、野生個体の捕獲等を助長する要因の一つであるため、当該種の譲渡し等について規制する必要があると考えております。</p> <p>また、国内希少野生動植物種に指定されると、過去に採集された個体及び標本であっても譲渡し等が規制されるため、現状を記載することは必要であると考えております。</p>
【オキナワマルバネクワガタ、ウケジマルバネクワガタに対する意見】			
4 ウケジマルバネクワガタの指定を取り消すべき。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・既に奄美大島の5市町村合同の希少野生動植物の保護に関する条例により採集が規制されているため。 	ウケジマルバネクワガタの生息域は非常に限定され、生息地へのアクセスは悪く、さらに他法令により捕獲等が規制されているものの、依然として捕獲圧が認めら

			<ul style="list-style-type: none"> ・生息地への渡島方法に制約があり、安易に採集できる環境ではないため。 	<p>れることから、今回の種指定をするものです。</p>
5	オキナワマルバネクワガタの指定を取り消すべき。	8	<ul style="list-style-type: none"> ・近年少数個体しか採集できず、採集による絶滅は有り得ないため。 ・昆虫研究者等の採集の妨げとなるため。 	<p>オキナワマルバネクワガタの生息域は限られており、個体数の減少及び捕獲圧が認められることから、今回の種指定をするものです。</p> <p>学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の捕獲や譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき円滑かつ適切な許可等申請処理を行って参ります。</p>
6	オキナワマルバネクワガタやウケジママルバネクワガタを指定することに賛成する。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地の減少、捕獲圧などを回避することにつながるため。 ・捕獲する際、生息地を同じくする他の希少な動植物も捕ってしまう可能性があるため。 	<p>国内希少野生動植物種の追加指定後も、多様な種の保全に資するよう保護施策を推進して参ります。</p>
7	オキナワマルバネクワガタやウケジママルバネクワガタを特定国内希少野生動植物種として指定する、もしくは規制前の標本や個体は譲渡規制から外すべき。	10	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育方法が確立し、販売されているため。 ・特定国内希少野生動植物種に指定し、販売業者に適正に届出をおこなってもらうことは、野外に生息する個体の保全につながるため。 ・多くの採集者や飼育者の混乱を招くため。 ・標本をはじめとする貴重な個体群の廃棄につながるおそれがあるため。 ・近交弱勢により飼育繁 	<p>研究者へのヒアリング等により、現在確認されている飼育繁殖技術は、継続され得る一般的な商業的流通の基盤となるまでには至っていないと判断されることから、特定国内希少野生動植物種として指定することは予定しておりません。</p> <p>また、対価を得て行われる譲渡しや規制前に捕獲したと判別できない個体等の譲渡し等は、野生個体の捕獲等を助長する要因の一つであるため、当該種の譲渡し等について規制する必要があると考え</p>

			殖個体が断絶するため。	ております。 なお、学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。
【ゴマシジミ本州中部亜種、アサマシジミ北海道亜種、ウスイロヒョウモンモドキに対する意見】				
8	ゴマシジミ本州中部亜種、アサマシジミ北海道亜種、ウスイロヒョウモンモドキの指定を取り消すべき。	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体や生息地の調査・研究を中断せざるを得なくなるため。 ・ 規制により当事者意識の高い保全活動の支障になるため。 ・ 捕獲等の規制だけでは種を保全するのに不十分であるため。 ・ 売買が確認されていて捕獲が横行しているとは言えないため。 	<p>これまでに指定した国内希少野生動植物種については、研究者や地元で保全活動を行う方々とも連携しながら、必要に応じ保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定等の施策を進めてきているところではあります。</p> <p>当該3種については、各地で個体数の減少が著しく、過度の採集圧がかかっている生息地も確認されていることから指定することとしています。</p> <p>国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。</p>
9	ゴマシジミ本州中部亜種、アサマシジミ北海道亜種、ウスイロヒョウモンモドキの譲り渡し等の規制を緩和すべき。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体のみでなく標本についても、個人の趣味で集める同好者への譲渡等ができなくなるため。 ・ 現存する多数の標本に大した価値はつかず、販売目的の捕獲等にはつながらないため。 ・ 多数の標本を適切に維 	<p>学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等申請処理を行って参ります。</p> <p>また、野外で絶滅した個体群の標本については、大変貴重なもの</p>

			持・承継する上で支障となり、絶滅した個体群の標本を次世代に残すことが困難になるため。	であるため、学術研究等を行う機関への譲渡し等についても検討いただけましたら幸いです。
10	ウスイロヒョウモンモドキの卵も採取等の規制対象にすべき。	1	—	ウスイロヒョウモンモドキをはじめチョウ類については、卵の採取等も規制の対象としております。
【上記以外の昆虫類に対する意見】				
11	アカハネバッタの指定を取り消すべき。	2	・昆虫研究家等がアカハネバッタの調査を行う際の障害となるため。	学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき円滑かつ適切な許可等申請処理を行って参ります。
12	マダラシマゲンゴロウの指定を取り消すべき。	1	・国内希少野生動植物種に指定するより生息地の保護対策を取る方が実行性があるため。 ・標本の譲渡し等の規制により、研究面で障害があるため。	マダラシマゲンゴロウの生息状況に応じ、今後、生息地の保全を含めた当該種の保全施策を検討して参ります。 また、学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき円滑かつ適切な許可等申請処理を行って参ります。
【哺乳類、爬虫類及び両生類の種に対する意見】				
13	ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミイシカワガエル、オットンガエル、イボイモリについては指定だけでなく、生息地の保護等の施策を行うべき。	2	・既に国や県の天然記念物に指定され、採集が規制されているため。 ・生息地の保護等が実効性のある保全対策であるため。 ・調査等の際の手続きを	他法令により採集等が規制されているものの、限られた生息域において個体数が減少しており、個体の存続が難しい状況と認識しているため、今後、生息地の保全を含めた当該種の保全施策を検討して参ります。

			増やすだけであるため。	また、国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき円滑かつ適切な許可等申請処理を行って参ります。
【その他の意見】				
14	公表から施行までの期間が1ヵ月ほどしかなく、短すぎる。	1	・標本の公的機関への寄贈等をするのに時間を要するため。	政令案を公表した後、施行されるまでの間の駆け込み捕獲等により種の存続に影響を及ぼすおそれがあることから、政令案の公表後できる限り迅速に当該政令案を施行する必要があります。 なお、指定後も、国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき円滑かつ適切な許可等申請処理を行って参ります。
15	普通種の生息できる環境保全にも取り組むべき。	1	・将来的に個体数が減少し希少種にさせないため	頂いたご意見については、今後の種の保全の進め方の参考とさせていただきます。
16	チョウザメ類全種を国内希少野生動植物種に指定すべき。	1	・現在の日本の法体系では、既に絶滅したとされる種を保護する法令等が整備されていないため。	今回の意見募集はケナガネズミ等41種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。